

電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照表

○ 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第九十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（課税物件）</p> <p>第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするものうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税率法（以下「法」という。）第八号第一項の規定により、不当廉売関税を課する。</p> <p>一 法の別表第二八二〇・一〇号に掲げる二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。第三条第一項において「電解二酸化マンガン」という。）</p> <p>二 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）</p> <p>三 平成二十年九月一日から令和十一年二月二十五日までの期間</p> <p>2 （省 略）</p> <p>（税率）</p> <p>第二条 （省 略）</p> <p>（提出書類）</p> <p>第三条 （省 略）</p> <p>2 （省 略）</p>	<p>（課税物件）</p> <p>第一条 同上</p> <p>一同上</p> <p>一同上</p> <p>二 同上</p> <p>三 平成二十年九月一日から平成三十六年二月二十九日までの期間</p> <p>2 同上</p> <p>（税率）</p> <p>第二条 同上</p> <p>（提出書類）</p> <p>第三条 同上</p> <p>2 同上</p>

<p>3 (省 略)</p> <p>(関税法の適用)</p> <p>第四条 特定貨物に課する不当廉売関税及び法の別表の税率(条約中に 関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合 にあつては、当該特別の規定による税率とする。)による関税につ いては、それぞれ別個の関税として関税法(昭和二十九年法律第六 十一号)第二章の規定を適用する。</p> <p>(還付の計算期間等)</p> <p>第五条 (省 略)</p>	<p>3 同 上</p> <p>(関税法の適用)</p> <p>第四条 特定貨物に課する不当廉売関税及び法の別表の税率(条約中 に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合 にあつては当該特別の規定による税率、関税暫定措置法(昭和三十 五年法律第三十六号)第八条の二第一項第三号の規定の適用がある 場合にあつては同号の税率とする。)による関税については、それ ぞれ別個の関税として関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二 章の規定を適用する。</p> <p>(還付の計算期間等)</p> <p>第五条 同 上</p>
--	--